

港湾施設の管理代行

制度創設の経緯

平成28年の熊本地震では、最大震度7の地震動により4万棟以上の家屋が全半壊するなど、内陸部においては大きな被害がありましたが、港湾の被害は軽微であったため、応急復旧により発災直後から利用可能となりました。このため、熊本港や八代港では、貨物船等の通常利用に加え、自衛隊の輸送船、海上保安庁の巡視船、国土交通省港湾局の船舶といった支援船舶の利用が集中し、港湾が過度に混雑する状況が発生しました。このような状況に鑑み、国土交通省は、熊本県からの要請を受け、自衛隊や海上保安庁等との岸壁の利用調整等を実施し、緊急物資や救援部隊の輸送などを通じた被災地支援を円滑に行うことができました。その後、平成28年11月の中央防災会議の防災対策実行会議の下「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援検討ワーキング・グループ」において、熊本県知事から、「大規模災害時に、港湾管理者の要請により、国が港湾の利用調整等の管理業務を実施できる仕組みの構築」について、提案がありました。

これらを踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震に備える観点から、平成29年7月に港湾法が改正され、非常災害が発生した場合において、港湾管理者からの要請に基づき、国が港湾施設の管理を行うことができる制度が創設されました。

制度の概要

本改正により設けられた港湾法第55条の3の3に基づき、国土交通大臣は、非常災害が発生した場合において、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、

当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理の全部又は一部を、期間を定めて、自ら行うことができます。

非常災害時の港湾施設の管理業務として、国は、自衛隊等の支援船舶を対象とした港湾施設の利用調整や、その前提となる港湾施設の点検・利用可否判断・応急措置、応急公用負担*を実施することが挙げられます。これまで、本制度に基づき4例（呉港（平成30年7月豪雨）、八代港（令和2年7月豪雨）、運天港（海底火山「福德岡ノ場」の噴火による軽石の漂流・漂着）、七尾港・輪島港・飯田港・小木港・宇出津港・穴水港（令和6年能登半島地震））の適用があります。

※応急公用負担：非常災害が発生した際に、緊急の危険を防止するため、他人の土地、工作物の一時使用、障害物その他の物件の使用、収用、処分（公用負担）を行うことができる権限

令和6年能登半島地震における対応

令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県内の港湾における円滑な物資輸送を確保する観点から、港湾法第55条の3の3の規定に基づき、地震発生翌日の1月2日から、港湾管理者（石川県）からの要請を受け、国が前述の6つの対象港湾における港湾施設の一部を管理しています（執筆時、令和6年2月16日時点）。本事例は同時に複数の港湾の管理代行を行う初めてのケースとなります。管理の内容には、係留施設及び水域施設の利用に関する調整及び応急措置、外郭施設及び臨港交通施設の応急措置並びに荷さばき地、野積場及び緑地の利用に関する調整があります。これまでに、岸壁の応急復旧工事、TEC-FORCEによる調査・点検結果に基づく利用可否判断等を行い、自衛隊の護衛艦、PFI船、海上保安庁の巡視船、民間船舶、作業船等が対象港湾を利用し、緊急物資輸送、給水支援、被災者の休養施設提供、建設資材の運搬等に活用されています。

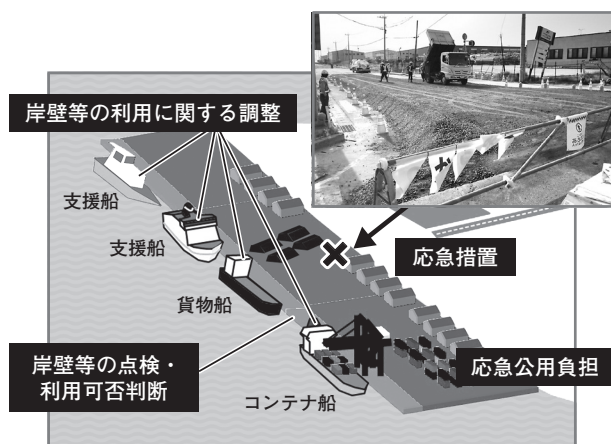


図1 管理代行のイメージ



図2 輪島港（護衛艦と作業船の2隻係留）